

ライフライン-1 本市における水道施設の現況

施設名		所在地	揚水(浄水)能力 m ³ /日	最大貯水量 m ³	池数
上	今福浄水場	今福町545	19,000	270	2
	大前	大前町71	22,000	414	2
	坂西	小俣南町38-5	6,000	3,150	2
	白髭	小俣町1061	2,400	1,300	1
	稲岡	稲岡町384-2	(900)	1,650	1
	西新井	西新井町3175	1,300	200	1
	天王	福居町405	3,400	800	1
	南部	西新井町1839	(2,800)	11,000	2
	中川	中川町3560	26,400	1,442	2
	浄水場計			80,500	20,226
水	緑町配水場	緑町一丁目3780		5,100	3
	山下	山下町2768		10,800	3
	江川	江川町587-2		1,000	1
	小俣	小俣町1827		460	1
	松田	松田町2862-2		297	1
	毛野	宮北町20-13		2,300	1
	名草中町	名草中町5358-2		250	2
	名草上町	名草上町4800-1		188	2
	本城	本城一丁目4132		2,000	2
	上松田	松田町2741		240	2
配水場計				22,635	18
合計			80,500	42,861	32

※ () は予備水源を示す。

ライフライン-2 本市の保有する給水車及び水槽付消防ポンプ車等の現況

種 別	容量(リットル)	台数(台)	所 属	備 考
給 水 車	1,800	1	上 下 水 道 部	
消 防 ポ ン プ 付 水 槽 車	10,000	1	消 防 署	中 央 消 防 署 水 槽 車
水 槽 付 消 防 ポ ン プ 車	1,500	1	〃	東 分 署 水 槽 車
〃	1,500	1	〃	河 南 消 防 署 水 槽 車
化 学 車	1,600	1	〃	中 央 消 防 署 化 学 車
〃	1,600	1	〃	西 分 署 化 学 車
〃	1,000	1	〃	河 南 消 防 署 化 学 車
消 防 ポ ン プ 車	700	1	〃	中 央 消 防 署 ポ ン プ 1 号 車

寒波対策要領

1 目的

この要領は、寒波襲来時における給水体制の万全を期し、もって市民生活の安定を確保することを目的とする。

2 寒波対策本部

- (1) 足利市上下水道部（以下「上下水道部」という。）に、寒波対策本部（以下「本部」という。）を置く。
- (2) 本部は、寒波襲来の都度、次項の規定による第1配備の段階において設置する。
- (3) 本部は、上下水道部職員及び足利市上下水道設備事業協同組合（以下「上下水道組合」という。）の組合員をもって組織する。
- (4) 本部に、本部長及び副本部長を置く。
- (5) 本部長には上下水道部長を、副本部長には上下水道組合理事長及び上下水道部水道施設課長の職にある者をもって充てる。
- (6) 本部長は、寒波の状況に応じて指揮監督を行う。
- (7) 副本部長は、本部長を補佐する。

3 本部員の配備計画及び配備

- (1) 上下水道組合理事長は、毎年12月1日までに上下水道組合配備計画表（別記様式第1号。以下「計画表」という。）を本部長に提出するものとする。
- (2) 配備計画における第1配備の段階で、副本部長及び計画表に定める当番班長（2人）は上下水道組合事務所に、他の班長は所属事務所に待機する。
- (3) 上下水道部職員の配備計画は、別添のとおりとする。
- (4) 本部員は、本部長の命により配備につくものとし、副本部長の指示により行動する。

4 広報計画

- (1) 広報については、上下水道部で対応する。
- (2) 市内全域を広報車により広報する。
- (3) 広報車及び担当者は、本部長の指示による。

5 この要領の処務は、企業経営課総務担当において行う。

ライフライン-4 災害時における栃木県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（県内市町等）

災害時における栃木県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

栃木県（以下「甲1」という。）、宇都宮市上下水道局（以下「甲2」という。）、足利市（以下「甲3」という。）、栃木市（以下「甲4」という。）、佐野市（以下「甲5」という。）、鹿沼市（以下「甲6」という。）、日光市（以下「甲7」という。）、小山市（以下「甲8」という。）、真岡市（以下「甲9」という。）、大田原市（以下「甲10」という。）、矢板市（以下「甲11」という。）、那須塩原市（以下「甲12」という。）、さくら市（以下「甲13」という。）、那須烏山市（以下「甲14」という。）、下野市（以下「甲15」という。）、上三川町（以下「甲16」という。）、益子町（以下「甲17」という。）、茂木町（以下「甲18」という。）、市貝町（以下「甲19」という。）、芳賀町（以下「甲20」という。）、壬生町（以下「甲21」という。）、野木町（以下「甲22」という。）、高根沢町（以下「甲23」という。）、那須町（以下「甲24」という。）及び那珂川町（以下「甲25」という。）（以下、甲1から甲25を総称して、「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道の管きょ、マンホール等（以下「下水道管路施設」という）が被災したときに乙が行う復旧支援協力に関して、以下のとおり下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定めることにより、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは次に掲げるものとする。

- (1) 地震、豪雨、洪水、その他異常な自然現象による災害
- (2) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援協力の内容）

第3条 甲は乙に対し、被災した下水道管路施設の復旧等に関し、次の支援業務を要請することができる。

- (1) 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）
- (2) その他、甲乙間で協議し必要とされる業務

(復旧支援協力の要請)

第4条 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、第11条に規定する甲の事務局が、甲の支援の要請を取りまとめた上で、次項に定める手続きにより、第11条に規定する乙の事務局を通じて行うものとする。

但し事態が急迫する場合は、甲は乙に直接復旧支援の協力要請を行うことができる。なお、事後において甲は甲の事務局に対し復旧支援の内容等について速やかに報告するものとする。

- 2 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。但し事態が急迫し書面により難しいときには、電話等で行うことができるものとし、この場合は、事後において書面を提出するものとする。
- 3 乙は、甲の要請する業務を行うために、支援業務を実施する乙の会員を選出する。
- 4 乙は、選出した結果を甲の事務局に報告する。また甲の事務局は甲に対し、この結果を報告する。

(復旧支援の費用負担)

第5条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は、被災した甲の各機関による負担とし、それぞれが個別に支援業務を実施する乙の会員と協議するものとする。

- 2 甲は、協議を実施した後、遅延なく支援業務を実施する乙の会員と、復旧支援業務の委託契約を締結するものとする。

(復旧支援の実施)

第6条 支援業務を実施する乙の会員は必要な人員と機材等を確保し、可能な範囲内において復旧支援の業務を行うものとする。

- 2 乙の会員は、復旧支援業務中の余震や急激な大雨等による二次災害の発生を想定し、事前に中止基準と避難基準を定めておくこと。
- 3 乙の会員は、作業員が支援業務作業中に転倒・転落、硫化水素中毒、酸素欠乏、伝染性感染症等の事故に遭遇しないよう、安全管理に努めること。

(復旧支援の報告)

第7条 乙は、甲の要請により行った復旧支援の業務が終了したときは、速やかに第11条に規定する甲の事務局に対し書面をもって報告を行うものとする。

(広域被災時の対応)

第8条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事

業における災害時支援に関するルール」の第3章に定める「下水道対策本部」が栃木県庁に設置された場合に、乙は、「下水道対策本部」が行う応援活動を優先するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(下水道台帳データの提示)

第10条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データの該当箇所について配布することができる。

3 乙及び乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務、復旧支援の報告等以外に使用してはならない。

(事務局)

第11条 甲及び乙の復旧支援協力に係る事務局は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、栃木県県土整備部都市整備課下水道室とする。

(2) 乙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部栃木県部会とする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の1ヶ月前までに甲乙双方から変更又は解除の申出が無い場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 乙はこの協定の期間が更新された場合は、4月1日現在における協力会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、4月30日までに甲の事務局に文書で報告するものとし、甲の事務局は、甲2から甲25までに対し、文書で通知するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項やこの協定に定めのある事項に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙が、この協定に違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への文書による通告をもってこの協定を廃止することができる。

(連絡窓口)

第14条 この協定に関する各機関の連絡窓口は、別表のとおりとする。

(附則)

この協定は、平成30年11月22日から施行する。

この協定を証するため、本書26通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年11月22日

甲1 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県知事 福田 富一

甲2 栃木県宇都宮市河原町1番41号

宇都宮市上下水道事業管理者
桜井 鉄也

甲3 栃木県足利市本城3丁目2145番地

足利市長 和 泉 聡

甲4 栃木県栃木市菌部町3丁目13番24号

栃木市長 大 川 秀 子

甲5 栃木県佐野市高砂町1番地

佐野市長 岡 部 正 英

甲 6 栃木県鹿沼市今宮町 1688 番地 1

鹿沼市長 佐藤 信

甲 7 栃木県日光市今市本町 1 番地

日光市長 大嶋 一生

甲 8 栃木県小山市中央町 1 丁目 1 番 1 号

小山市長 大久保 寿夫

甲 9 栃木県真岡市荒町 5191 番地

真岡市長 石坂 真一

甲 10 栃木県大田原市本町 1 丁目 4 番 1 号

大田原市長 津久井 富雄

甲 11 栃木県矢板市本町 5 番 4 号

矢板市長 齋藤 淳一郎

甲 12 栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2

那須塩原市長 君島 寛

甲 13 栃木県さくら市氏家 2771 番地

さくら市長 花塚 隆志

甲 14 栃木県那須烏山市中央 1 丁目 1 番 1 号

那須烏山市長 川 俣 純 子

甲 15 栃木県下野市笹原 26 番地

下野市長 広 瀬 寿 雄

甲 16 栃木県河内郡上三川町しらさぎ 1 丁目 1 番地

上三川町長 星 野 光 利

甲 17 栃木県芳賀郡益子町大字益子 2030 番地

益子町長 大 塚 朋 之

甲 18 栃木県芳賀郡茂木町大字茂木 155 番地

茂木町長 古 口 達 也

甲 19 栃木県芳賀郡市貝町大字市塙 1280 番地

市貝町長 入 野 正 明

甲 20 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井 1020 番地

芳賀町長 見 目 匡

甲 21 栃木県下都賀郡壬生町通町 12 番 22 号

壬生町長 小 菅 一 弥

甲 22 栃木県下都賀郡野木町大字丸林 571 番地

野木町長 真 瀬 宏 子

甲 23 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053 番地

高根沢町長 加 藤 公 博

甲 24 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3 番地 13

那須町長 平 山 幸 宏

甲 25 栃木県那須郡那珂川町馬頭 555 番地

那珂川町長 福 島 泰 夫

乙 栃木県小山市大字外城 157 番地 3

公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 関東支部
栃木県部会長 山 本 久 一

ライフライン-5 両毛地域水道事業管理者協議会水道災害相互応援に関する協定書

両毛地域水道事業管理者協議会水道災害相互応援に関する協定書

この協定は、両毛地域水道事業管理者協議会（以下「協議会」という。）を構成する、桐生市、足利市、佐野市及び群馬東部水道企業団との間において水道災害時における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第1条 協議会が行う応援活動は、次のとおりとする。

- （1） 応急給水作業
- （2） 応急復旧作業
- （3） 応急復旧等に必要な資材の提供
- （4） 作業に必要な車輛及び機械等の提供

2 協議会は、前項に定めるもののほか、特に応援要請のあった事項についても、これに応ずるよう配慮するものとする。

（応援体制の連絡）

第2条 協議会は、災害時の応援が円滑に行われるようあらかじめ連絡担当課を定め、毎年4月末日までに相互に連絡交換するものとし、応援の要請、その他の構成団体（以下「団体」という。）への連絡は、当該連絡担当課を通して行うものとする。

（応援要請）

第3条 災害時において応援を受けようとする団体は、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- （1） 被害の状況
- （2） 第1条第1項第1号及び第2号に規定する給水量、応援の人数及び期間等
- （3） 第1条第1項第3号及び第4号に規定する品名、規格及び数量等
- （4） 応援の場所及び応援場所への経路
- （5） その他必要な事項

（応援活動）

第4条 応援を受ける団体は、対策本部を設け、その中に応援担当の責任者を置くものとする。

2 応援をする団体は、前項の責任者と密接な連携のもとに応援活動を進めるとともに、応援職員の職種及び人数等を明確にするため、応援職員等一覧表を作成し、応援を受ける団体へ送付するものとする。

（費用の負担）

第5条 第1条に規定する応援に要した費用の負担は、法令その他特別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- （1） 第1条第1項第1号及び第2号に規定する応援に要した費用は応

援を受けた団体の負担とすること。ただし、職員の応援に要した費用（旅費・時間外勤務手当を除く。）は、応援をした団体の負担とすること。

(2) 第1条第1項第3号に規定する応援に要した費用は、応援を受けた団体の負担とすること。

(3) 第1条第1項第4号に規定する応援に要した費用のうち応援期間中の車輛及び器材の燃料費並びにこれらの修繕費は、応援を受けた団体の負担とすること。

(協定期間)

第6条 協定期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了までに協議会いずれの団体からもなんらの意思表示がないときは期間満了の日の翌日から1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(既存協定の失効)

第7条 平成18年7月11日付で桐生市、太田市、館林市、みどり市、足利市及び佐野市が締結した水道災害相互応援に関する協定は、この協定の締結日をもって、その効力を失する。

(協 議)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項は、その都度協議会が協議して定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書4通を作成し、各団体の長記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成28年4月1日

桐生市長

亀山 豊文

足利市長

和泉 聡

佐野市長

岡部 正英

群馬東部水道企業団企業長

清水 聖義

災害時等における電気設備の復旧等に関する協定書 (栃木県電気工事業工業組合)

足利市(以下「甲」という。)と栃木県電気工事業工業組合(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、足利市内で災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、災害救助の必要があると認められたとき(以下「災害時等」という。)に、甲が行う応急活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時等における応急活動のため、乙に対し次に掲げる事項について、文書により協力の要請をすることができるものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 甲が応急活動を行う市有施設の電気設備の復旧・点検
- (2) 甲が応急活動を行う市有施設への物資の供給
- (3) その他甲が行う応急活動に対する協力

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、優先して協力を努めるものとする。

(措置状況の報告)

第4条 乙は、前条の協力を行ったときは、その都度、速やかに甲に対して、措置状況を報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 乙が、第2条に基づく協力を要した経費は、甲が負担することとし、その費用は災害時等の直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡体制)

第6条 甲と乙は、この協定に基づく活動を円滑に行うため、あらかじめ連絡体制を定め、緊密な情報交換を行うものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、別に決定するものとする。

附 則

この協定は、平成24年1月30日から適用する。

上記のとおり協定したことを証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年1月30日

栃木県足利市本城3丁目2145番地
甲 足利市

足利市長 大豆生田 実

栃木県宇都宮市戸祭4丁目14番31号
乙 栃木県電気工事業工業組合

理事長

ライフライン-7 停電復旧作業の連携等に関する基本協定 停電復旧作業の連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社）

停電復旧作業の連携等に関する基本協定

足利市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社（以下「乙」という。）は、自然災害の発生に伴う停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

- 2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲または乙の職員を甲または乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- 1 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- 2 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- 3 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- 4 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- 1 停電復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む）の実施、電力復旧の支障となる障害物等の除去
- 2 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- 3 住民への停電情報等の周知のため、甲の防災無線、防災メール、ラジオ等の利用

(覚書の締結)

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等により定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 9月16日

甲 栃木県足利市本城3丁目2145番地

足利市

足利市長 和 泉 聡

乙 栃木県小山市駅東通り2丁目23番25号

東京電力パワーグリッド株式会社

栃木南支社長 矢 島 浩 二

ライフライン-8 災害時における停電復旧に伴う障害物除去等に関する覚書（東京電力パワーグリッド株式会社）

災害時における停電復旧に伴う障害物除去等に関する覚書

足利市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社（以下「乙」という。）は、「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（令和2年9月16日締結 以下「基本協定」という。）」第5条に基づき、同協定第4条第1項第1号による停電復旧に支障となる障害物の除去等（以下「障害物除去等」という。）について必要な事項を定めるため、本覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、障害物除去等に係る甲乙の相互協力について基本的事項を定め、以て、円滑な電力復旧に資することを目的とする。

（適用要件）

第2条 本覚書は、「足利市災害対策本部」が設置された場合に適用するものとする。

（対象区域）

第3条 基本協定及び本覚書に基づく相互協力の対象区域は、関係法令に基づき甲が管理する市道及び林道とする。ただし、第1条の目的に必要な範囲において、それらの周辺区域を含めるものとする。

（協力要請等）

第4条 乙は、停電復旧の支障となる障害物が前条の区域にある場合は、甲に対し障害物除去等を要請することができる。

- 2 前項の要請は、事前協議の上、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で行うことができるものとし、この場合、作業開始後速やかに書面を提出するものとする。
- 3 甲は、前2項に基づく要請が正当であると認めるときは、可能な範囲において優先的に当該障害物除去等を行う。
- 4 甲が障害物除去等を実施するにあたり、電線等に接触している障害物等の除去作業で甲自ら実施することが困難な場合は、甲は乙に対し、現場の安全性を判断できる技術員の派遣を口頭により要請することができる。
- 5 乙は、前項の派遣要請があった場合は、可能な限り速やかに乙の技術員を派遣する。
- 6 前5項にかかわらず、甲による速やかな障害物除去等が困難な場合には、甲は乙に対し、当該障害物除去等を乙自ら行うよう要請することができる。
- 7 前項の要請に係る規定は、第2項を準用する。

(障害物等の保管、土地の一時使用)

第5条 乙が前条第6項により撤去等を行った障害物等の一時保管場所は、甲の指示に従うものとする。

- 2 前項にかかわらず、第1条の目的を達成するため必要な場合には、乙は撤去等を行った障害物等を一時保管するため、災害対策基本法第64条第1項第1号又は道路法第68条第1項に基づき他人の土地を一時使用することについて、甲と協議することができる。
- 3 甲は、前項に基づく乙からの協議があった場合において、その必要性を認める場合には、乙に対し適切な指示等を行う。

(費用負担)

第6条 第4条第3項に基づき甲が行った障害物除去等に要する費用は甲の負担とする。

- 2 第4条第6項に基づき乙が行った障害物除去等に要する費用は甲の負担とし、乙は当該障害物除去等の完了後、甲に当該費用を請求することができる。
- 3 前項による乙の請求があった場合には、甲はその内容を精査し、適当と認めた場合は速やかに当該費用を乙に支払う。
- 4 前3項にかかわらず、費用負担について疑義が生じた場合には、甲乙協議とする。

(実施責任)

第7条 本覚書に基づく相互協力に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

- 2 本覚書に基づく障害物除去等に係る関係機関への周知及び第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この覚書に関する連絡窓口を定め、連絡体制一覧(様式第1号)により相手方に通知しなければならない。

- 2 甲及び乙は、広範囲の長時間停電が発生した場合又は発生するおそれがある場合や、重要需要設備を結び優先的に啓開すべき道路について情報共有する場合に備え、別紙1「障害物除去等における連携フロー」により、障害物除去等の連携のための連絡体制を構築する。
- 3 前2項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新の上、甲乙共有する。(協議) 第9条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲乙協議して定める。本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年5月25日

甲 栃木県足利市本城3丁目2145番地足利市
足利市長 早川尚秀

乙 栃木県小山市駅東通り2丁目23番25号東
京電力パワーグリッド株式会社
栃木南支社長 金子賢一

ライフライン-9 災害時における応急措置等の協力に関する協定（足利市上下水道設備事業共同組合）

災害時における応急措置等の協力に関する協定

足利市水道事業（以下「甲」という。）と足利市上下水道設備事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、寒波その他の災害又は水道施設若しくは工業用水道施設における大規模事故（以下「災害等」という。）が発生した場合の応急措置等に関し、次のとおり協定する。

（協力要請）

第1条 甲は、足利市内に災害等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は他の市町村で発生した災害等について応援要請を受けた場合において、乙の出動を必要とするときは、乙に対し、応急措置等の協力を要請することができるものとする。

（要請手続）

第2条 前条に規定する要請は、甲が災害等の状況、場所、活動内容、必要とする人員及び機材等について、乙に対して連絡することをもって行うものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による協力の要請を受けたときは、速やかに必要な人員又は機材等を出動させ、甲の応急措置等に協力するものとする。

（経費負担）

第4条 乙がこの協定に基づく応急措置等の協力のために要した経費については、別添の「災害時における応急措置等の協力に関する協定に係る経費負担要領」の定めるところにより、甲が負担するものとする。

（損害の補償）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく応急措置等の協力において生じた一般的損害、第三者に及ぼした損害及び不可抗力による損害については、足利市工事請負契約書（約款）の例により、その費用を負担するものとする。

2 甲は、この協定に基づく応急措置等に従事した者が当該応急措置等に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合について、乙が当該応急措置等のために新たに加入する損害保険等の費用を負担するものとする。

(寒波対策)

第6条 寒波の場合における応急措置等の取扱いについては、この協定に定めるもののほか、別添の「足利市寒波対策要領」の定めるところによる。

(協議)

第7条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙が協議のうえ決定する。

(適用)

第8条 この協定は、協定締結の日から適用する。

(従前の協定の失効)

第9条 平成8年8月30日付け災害時等における水道施設の応急措置及び復旧措置の協力に関する協定は、この協定の締結により、その効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6(2024)年1月15日

甲 栃木県足利市伊勢町四丁目19
足利市水道事業
足利市長 早川尚秀

乙 栃木県足利市五十部町1224-3
足利市上下水道設備事業協同組合
理事長 齋藤良夫

ライフライン-10 災害時における応急措置等の協力に関する協定（足利建設業協同組合、
足利市上下水道設備事業共同組合）

災害時における応急措置等の協力に関する協定

足利市下水道事業（以下「甲」という。）と足利建設業協同組合（以下「乙」という。）及び足利市上下水道設備事業協同組合（以下「丙」という。）は、地震、風水害、その他の災害又は下水道施設における大規模事故（以下「災害等」という。）が発生した場合の応急措置等に関し、次のとおり協定する。

（協力要請）

第1条 甲は、足利市内に災害等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は他の市町村で発生した災害等について応援要請を受けた場合において、乙又は丙の出動を必要とするときは、乙又は丙に対し、応急措置等の協力を要請することができるものとする。

（要請手続）

第2条 前条に規定する要請は、甲が災害等の状況、場所、活動内容、必要とする人員及び機材等について、乙又は丙に対して連絡することをもって行うものとする。

（協力の実施）

第3条 乙又は丙は、前条の規定による協力の要請を受けたときは、速やかに必要な人員又は機材等を出動させ、甲の応急措置等に協力するものとする。

（経費負担）

第4条 乙又は丙がこの協定に基づく応急措置等の協力のために要した経費については、別添の「災害時における応急措置等の協力に関する協定に係る経費負担要領」の定めるところにより、甲が負担するものとする。

（損害の補償）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく応急措置等の協力において生じた一般的損害、第三者に及ぼした損害及び不可抗力による損害については、足利市工事請負契約書（約款）の例により、その費用を負担するものとする。

2 甲は、この協定に基づく応急措置等に従事した者が当該応急措置等に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合について、乙又は丙が当該応急措置等のために新たに加入する損害保険等の費用を負担するものとする。

(協議)

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

(適用)

第7条 この協定は、協定締結の日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6(2024)年3月1日

甲 栃木県足利市伊勢町四丁目19
足利市下水道事業
足利市長 早川尚秀

乙 栃木県足利市朝倉町二丁目2-5
足利建設業協同組合
代表理事 金子勇

丙 栃木県足利市五十部町1224-3
足利市上下水道設備事業協同組合
理事長 齋藤良夫

ライフライン-11 災害時における応急措置等の協力に関する協定に係る経費負担要領

災害時における応急措置等の協力に関する協定に係る経費負担要領

災害時における応急措置等の協力に関する協定（以下「協定」という。）に規定する経費負担については、この要領の定めるところによる。

第1条 協定に基づく応急措置等に係る経費は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるもので、足利市水道事業又は足利市下水道事業（以下「足利市」という。）が認めたものとする。

- (1) 人件費 日当（栃木県公共工事実施設計労務資材単価表の例による。）
- (2) 損料 車両、発電機、建設機械器具、その他の損料
- (3) 車両費 燃料費、機械器具運搬費、賃借料等
- (4) 材料費 継手、直管、異形管、弁栓類、下水管材、碎石等
- (5) 滞在費 宿泊費、作業用消耗品、食費（酒類を伴う飲食を除く。）等
- (6) 諸経費 機械器具の燃料費、損害保険等加入費等

第2条 協定に基づく応急措置等の協力に係る業務について契約を締結した者（以下「応急措置等協力業務契約者」という。）は、前条に規定する経費について足利市に請求することができる。

2 前項に規定する請求の際、必要に応じて、領収書、レシート、その他経費の支払いを証する書類を添付しなければならない。

第3条 足利市は、協定に基づく応急措置等の協力に係る業務の契約内容に応じて、応急措置等協力業務契約者に対し、前条第1項の規定により請求された経費に相当する額を支払うものとする。

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年1月15日から施行する。